

条例の概要

茨城県AED等の普及促進に関する条例

- 1 目的（第1条） ○県民の救命率の向上のため、県が県民に対し、AED及び心肺蘇生法の普及促進を図る。
 ○県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする。

- 2 各主体の役割（第2条～第5条） ①県、②学校、③県民及び④事業者の各取組を規定

3 基本的施策（第2条～第5条）

（1）県の取組（第2条）	（2）学校における取組（第3条）	（3）県民の取組（第4条）	（4）事業者の取組（第5条）
①市町村等と連携し、県民に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及・啓発。	①市町村等と連携し、小学校、中学校、高等学校等の教職員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。	①県民は、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努める。	①従業員に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させ、かつ、向上させるよう努める。
②県施設へのAEDを設置、県施設以外の施設に対するAED設置促進。	②公立学校の新任教諭に対して、AED及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施。	②県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命を大切にする精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努める。	②事業者は、必要に応じてAEDを設置するよう努める。
③県施設のAEDの適切な維持管理と適切な表示、県施設以外のAEDを設置している施設に対する設置場所及び使用方法の表示を促進。	③学校は、授業その他の教育活動において、児童及び生徒の発達段階に応じてAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させる機会の確保に努める。	③県民は、大規模な集客を伴う催しを行う場合は、必要なときにAEDを使用できるようAEDの設置場所を参加者に周知するよう努める。	③事業者は、AEDを設置した場合は、AEDの適切な維持管理に努め、AEDの設置場所及び使用方法について適切な表示を行うよう努める。
—	④公立の中学校、高等学校等は、生徒に対し、学習指導要領を基本に心肺蘇生法に関する実習を実施。	—	—
—	⑤公立以外の中学校、高等学校等は、実習を通して生徒が心肺蘇生法を理解することができるよう努める。	—	—